

出荷制限指示後の管理の考え方

養殖により生産されたものを除くイワナ（以下「イワナ」という。）の出荷管理については、群馬県漁業協同組合連合会、関係漁業協同組合及び関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町村に対し、6月8日付けで原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づきイワナの出荷制限が指示された群馬県内の薄根川（支流を含む。）、吾妻川（支流を含む。ただし、中之条町岩島橋の上流及び渋川市吾妻川堰堤の下流を除く。）、烏川（支流を含む。ただし高崎市倉渕町川田橋の下流を除く）においては、①所属組合員にイワナを採捕地点から持ち出さないよう周知すること、②遊漁券の販売にあたって、また既に年券を購入した遊漁者に対してイワナを採捕地点から持ち出さないよう周知すること、③監視員による巡回指導を行うことを文書等により指導するとともに、ホームページ等により当該河川でイワナを採捕地点から持ち出さないよう広く周知を図る。

2 流通対策

群馬県内で採捕されたイワナについては流通の実態はないが、万全を期すため、県は、ホームページ等により、出荷制限が指示されているイワナを流通させないように関係者に周知を図る。

3 その他

温川、桜川、烏川のイワナについては、6月8日に検査を実施する。また、イワナについて検査が未実施の河川については、関係漁協と連携し、できるだけ早くイワナの検査を行い、実態の把握に努めるものとする。